

須賀川市財政計画(概要)

【財政計画策定の目的】

〇本市は、R5年度から始まる第9次総合計画「須賀川市まちづくりビジョン2023」の着実な推進に向けて、計画的な「市政経営」が必要となります。

近年は、新型コロナウイルス感染症や度重なる自然災害への対応など予期せぬ有事に対する財政出動を強いられることにより、財政状況が厳しさを増している状況にある中でも「須賀川市過疎地域持続的発展計画」(※1)や「須賀川市公共施設等総合管理計画」(※2)を着実に推進するため財政面での裏付けが求められています。

このような中、将来の財政需要を踏まえた5年間の財政状況を把握したうえで、目標値を設定し、持続可能な財政運営を図るとともに、先を見据えた着実なまちづくりを実現するため、財政計画を策定します。

〇今後の財政見通しを踏まえた財政計画をわかりやすく公表し、市の財政状況に対する認識の共有化を図ります。

【計画期間】

R4年度に策定する「須賀川市財政計画」の期間は、R5年度からR9年度までの5年間とし、R5年度以降も5か年計画として毎年度見直しを行っていきます。

【対象とする会計】

財政指標の推計にあたっては、各年度の決算統計(※3)と財政健全化指標の分析値を基礎数値としていることから、経年比較を行うため普通会計(※4)を対象とします。

【財政計画の目標】

〇指標

経常収支比率(※5)は、類似団体の平均値(※)を目標値として、財政の弾力性を確保していきます。また、公債費の実質的な負担を極力軽減するため、地方交付税において元利償還金の一部が基準財政需要額に算入される交付税措置が手厚い地方債を厳選することを基本とし、実質公債費比率(※6)が18%を下回る水準の維持を目指します。(※令和3年度:87.8% 類似団体から本市を除いた平均値)

〇基金

財政調整基金(※7)については、適正とされている標準財政規模(※8)の10%程度に相当する基金残高の確保に向けて中長期的な取り組みを進めます。

〇地方債残高

駅西地区都市再生整備事業など投資的経費がピークを迎えるR6から7年度以降は、市債発行額を極力抑制し、地方債残高の着実な減少を目指します。ただし、過疎地域持続的発展計画の後期計画が策定された場合は、過疎対策事業債の発行が見込まれます。

【歳入の確保策及び歳出の抑制策】

〇歳入

自主財源の確保を図るため、市税は、課税客体等の的確な把握と社会環境の変化や市民ニーズに対応した納付機会の拡充により、収納率の維持・向上に努めます。また、使用料は、受益者負担の適正化を観点に設定料金の点検を進めます。

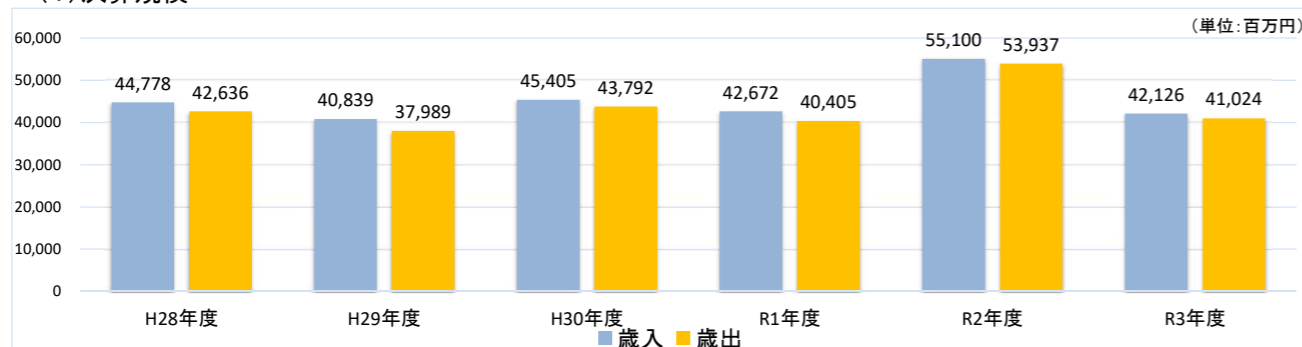
〇歳出

行政評価により、成果指標の動向を捉えることで成果目標に対する達成状況を評価し、政策成果動向審議において、必要性や見直しの方向性を毎年度検証し、予算要求に反映していきます。

また、「須賀川市公共施設等総合管理計画」及び個別施設計画(※9)に基づき、老朽化した公共施設の予防保全や地域の実状を踏まえ合理化することにより、整備水準の適正化を図ります。今後予定される大型プロジェクトについては、年度間で財政負担の平準化を図るため、実施時期や事業規模の再評価を行うなど、持続可能な財政運営を維持していきます。

1 市財政のこれまでの状況 [H28年度～R3年度]

(1) 決算規模



〇市財政のこれまでの状況(決算規模)

歳入	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
市税	9,400	9,508	9,431	9,563	9,478	9,433
地方交付税	8,881	9,767	10,990	8,998	7,836	9,223
うち普通交付税	6,730	6,542	6,511	6,635	6,718	7,520
国・県支出金	9,979	8,250	9,699	11,224	23,856	12,506
市債	5,108	3,881	3,161	3,678	6,018	3,903
その他	11,410	9,433	12,124	9,209	7,912	7,061
歳入合計(①)	44,778	40,839	45,405	42,672	55,100	42,126
歳出	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
人件費	4,289	4,187	4,283	4,146	5,053	5,223
扶助費	6,048	6,273	6,213	6,818	6,996	8,618
公債費	2,959	2,912	2,968	3,087	3,098	3,135
投資的経費	12,381	9,659	8,974	7,895	8,559	4,967
補助費等その他	16,959	14,958	21,354	18,459	30,231	19,081
歳出合計(②)	42,636	37,989	43,792	40,405	53,937	41,024
収支(①-②)	2,142	2,850	1,613	2,267	1,163	1,102

【主な特徴】

〇歳入

市税は、R1年度まで堅調に推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による固定資産税の減免等によりR2、3年度とともに前年度から減少しました。

地方交付税(※10)のうち、普通交付税はH28年度からの合併算定代替措置(※11)の段階的な縮減等により減少傾向にありましたが、R1年度からは公債費の交付税措置が増加したことや臨時財政対策債への振替額が減少したことなどにより増加傾向となりました。また、R3年度は国の補正予算に基づく普通交付税の再算定に伴い前年度から大幅に増加しました。

国・県支出金は、R1年度以降、台風19号豪雨災害による自然災害や新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金などにより増加しました。R2年度の増加要因は、市民1人当たり10万円を給付した特別定額給付金によるものです。

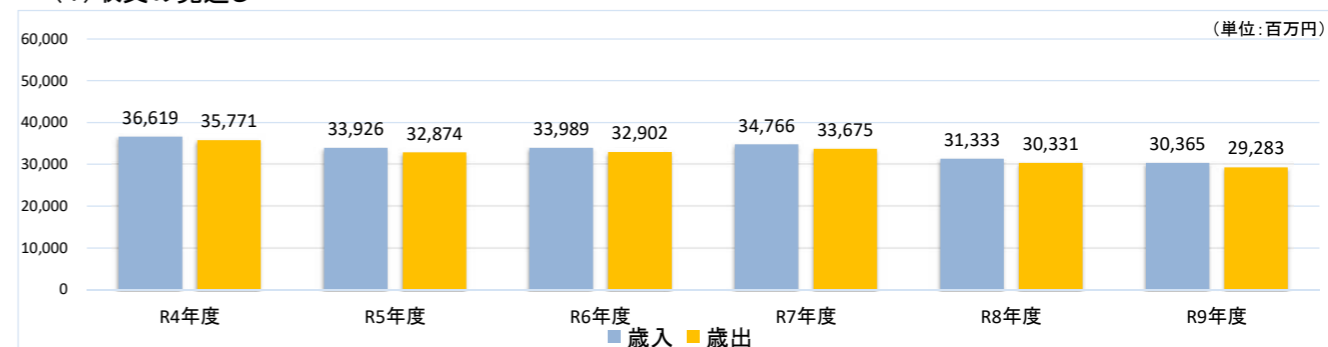
市債は、震災復興関連事業の進捗により減少しましたが、R1年度以降、台風19号豪雨災害による災害復旧と災害廃棄物処理関係や文化センター耐震補強事業などにより増加しました。

〇歳出

震災復興関連事業の進捗により減少が続きましたが、H30年度から除染廃棄物の中間貯蔵施設への搬出が始まった影響により再び増加に転じました。また、R2年度は新型コロナウイルス感染症と台風19号豪雨災害への対応により大幅に増加しました。

2 これからの見通し [R4年度～R9年度]

(1) 収支の見通し



〇これからの見通し(収支の見通し)

歳入	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
市税	9,602	9,485	9,387	9,438	9,490	9,364
地方交付税	8,627	8,124	8,488	8,590	8,878	8,784
うち普通交付税	7,415	7,324	7,535	7,644	7,939	7,946
国・県支出金	10,252	7,490	7,011	7,237	6,574	6,244
市債	2,245	3,457	3,012	3,360	1,195	856
その他	5,893	5,370	6,091	6,141	5,196	5,117
歳入合計(①)	36,619	33,926	33,989	34,766	31,333	30,365
歳出	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
人件費	5,726	5,311	5,792	5,534	5,892	5,568
扶助費	7,461	6,111	6,374	6,346	6,253	6,253
公債費	3,295	3,398	3,627	3,717	3,832	3,862
投資的経費	3,749	4,322	4,550	5,769	2,376	1,674
補助費等その他	15,540	13,732	12,559	12,309	11,978	11,926
歳出合計(②)	35,771	32,874	32,902	33,675	30,331	29,283
収支(①-②)	848	1,052	1,087	1,091	1,002	1,082

【主な特徴】

〇歳入

市税は国の税制改正に大きく左右されますが、市民税については景気の動向にもよりますが、人口減少の影響などにより減少傾向となる見込みです。また、固定資産税は土地と家屋の3年毎の評価替えや新増築家屋の状況により増減はあるものの、横ばいで推移するものと見込まれます。

地方交付税のうち、普通交付税は、基準財政需要額に算入される公債費の伸びなどにより、増加する見込みです。市債は、R5年度が発行額のピークとなり、その後は減少に転じる見込みです。

〇歳出

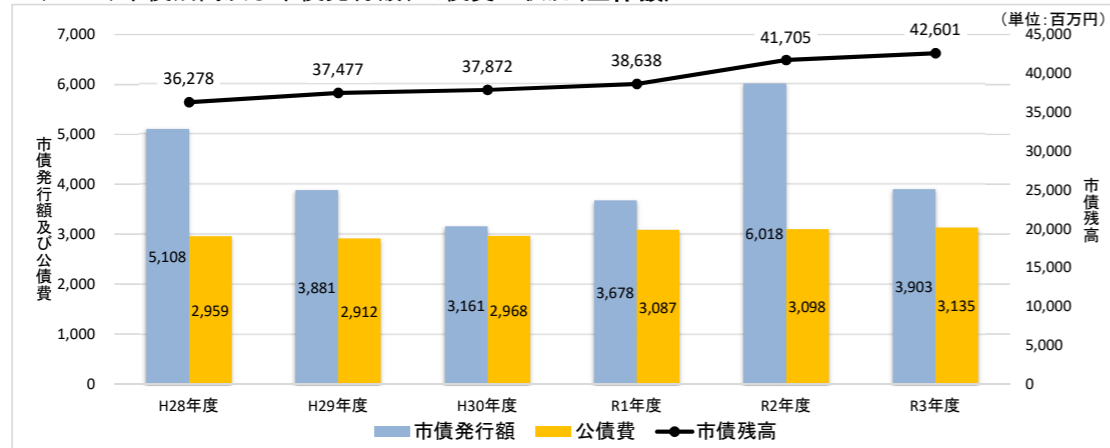
人件費は、一般職員の定年が段階的に延伸され、退職手当の支出が隔年になることに伴い、年度間の変動が大きくなる見込みです。

投資的経費は、駅西地区都市再生整備事業の新駅舎整備や「須賀川市過疎地域持続的発展計画」に基づき、施設の合理化や既存施設の有効活用を図るため、R7年度にピークを迎える見込みです。

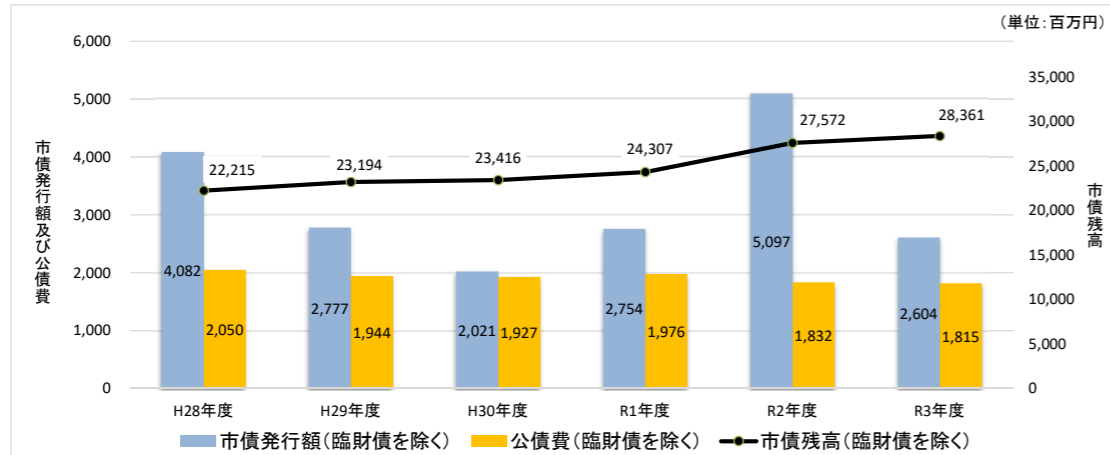
公債費は、文化センター耐震補強事業や、台風19号豪雨災害対応で借入れた市債の元金償還が順次開始されるため、今後も高い水準で推移することが見込まれます。

1 市財政のこれまでの状況 [H28年度～R3年度](続き)

(2-1)市債残高及び市債発行額、公債費の状況(全体額)

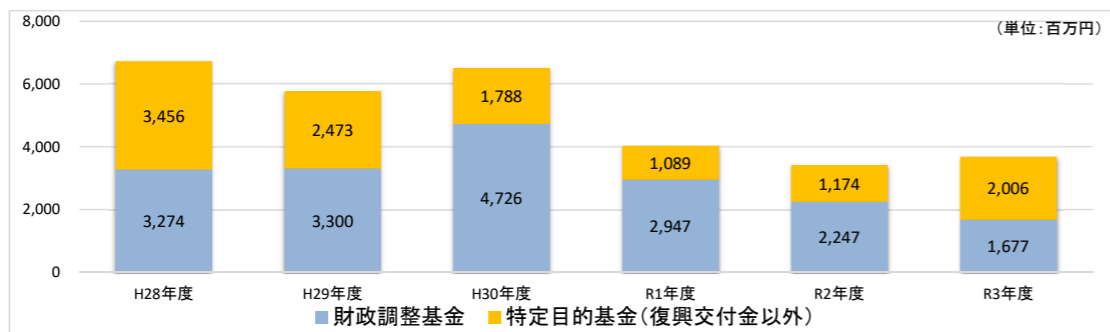


(2-2)市債残高及び市債発行額、公債費の状況(臨時財政対策債を除いた額)



○平成28年度以降、市債残高は増加傾向にあり、R3年度末の市債残高は426億円となりました。これは、臨時財政対策債(※12)の増加、震災以降の復興関連事業や文化センター耐震補強事業など大規模事業を実施したこと、さらにはR2年度の台風19号豪雨災害の災害復旧事業など、元金償還額を上回る多額の市債を発行したためです。こうした中、合併特例債(※13)や緊急防災・減災事業債(※14)など元利償還金に対する交付税措置が手厚い地方債を厳選して発行したことにより実質的な公債費負担の軽減が図られました。

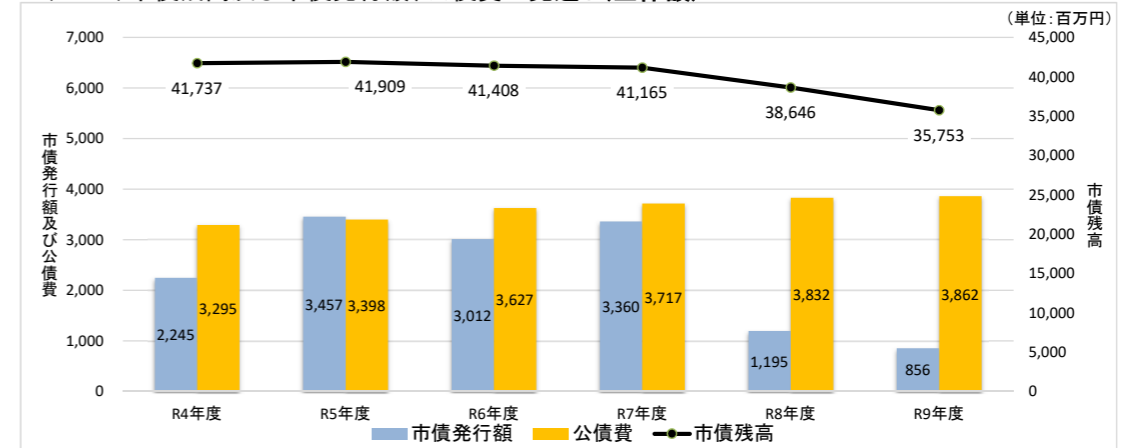
(3)基金の状況(期末残高)



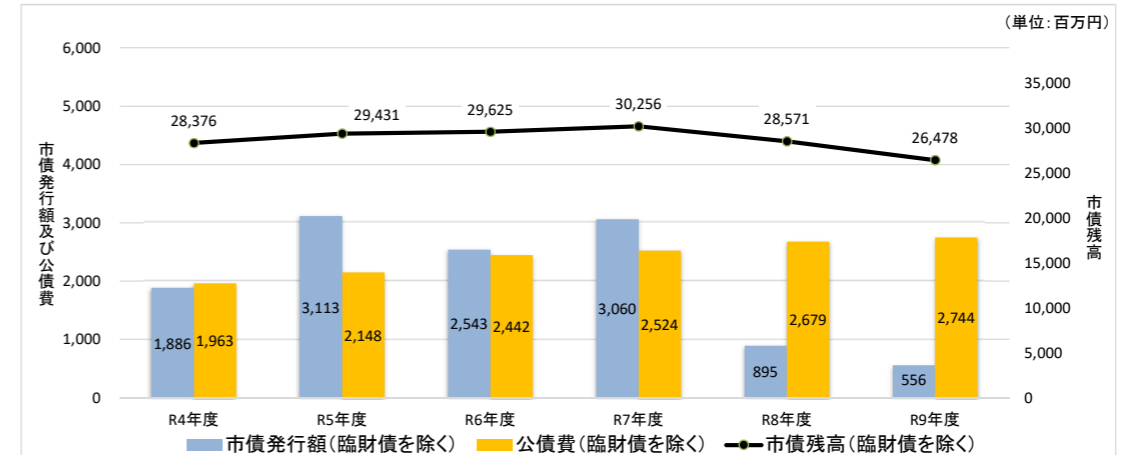
○財政調整基金は、年度間の財源調整と財政上の不測の事態に備えるための基金であり、目標とする標準財政規模(約190億円)の10%程度を超える残高を維持するよう努めてきましたが、災害対応などでR1年度以降は毎年度多額の取崩しを行ったことから、R3年度末残高は約16億7千万円となりました。
 ○特定目的基金は、市庁舎等整備基金がH29年度及びH30年度に新庁舎や市民交流センター等の復旧復興事業の財源として活用し一時的に減少したことから、他の基金と統合して新たに公共施設等整備基金を設置し、積立てを実施したことにより、R3年度末残高は前年度に比べ大幅に増加しました。
 ○東日本大震災復興交付金基金(R2年度末廃止)や減債基金については、その目的や性質により用途が限定されるため、「基金の状況」からは除外しています。

2 これからの見通し [R4年度～R9年度](続き)

(2-1)市債残高及び市債発行額、公債費の見通し(全体額)

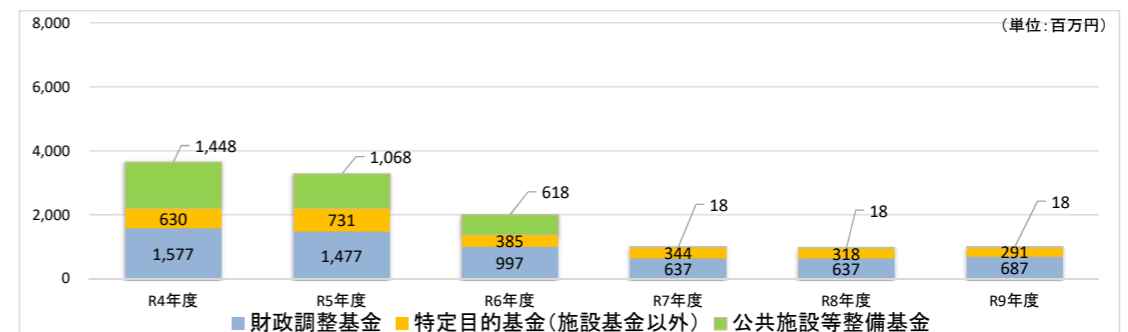


(2-2)市債残高及び市債発行額、公債費の見通し(臨時財政対策債を除いた額)



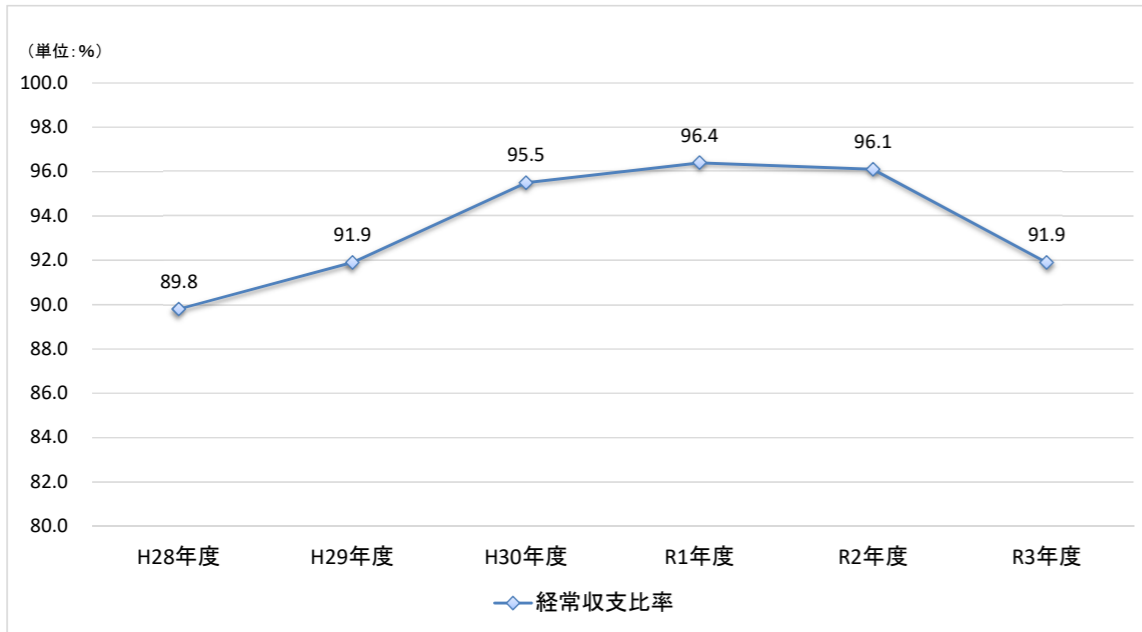
○市債発行額は、R6年度からR7年度にピークを迎える駅西地区都市再生整備事業や「須賀川市過疎地域持続的発展計画」に基づき過疎対策事業債を発行していくため、R7年度までは30億円前後で推移すると見込みです。
 ○市債残高は、臨時財政対策債に係る国の動向に大きく左右されますが、計画策定時点ではR3年度末の426億円がピークとなり、その後も過疎対策事業債の発行が続くため高い水準で推移します。
 ○公債費は、R2年度、R3年度に発行した多額の市債の元金据置期間が終了し元金償還が順次開始され、累積した市債残高の償還が本格化するため、計画期間を通して年々上昇していく見込みです。

(3)基金の見通し(期末残高)



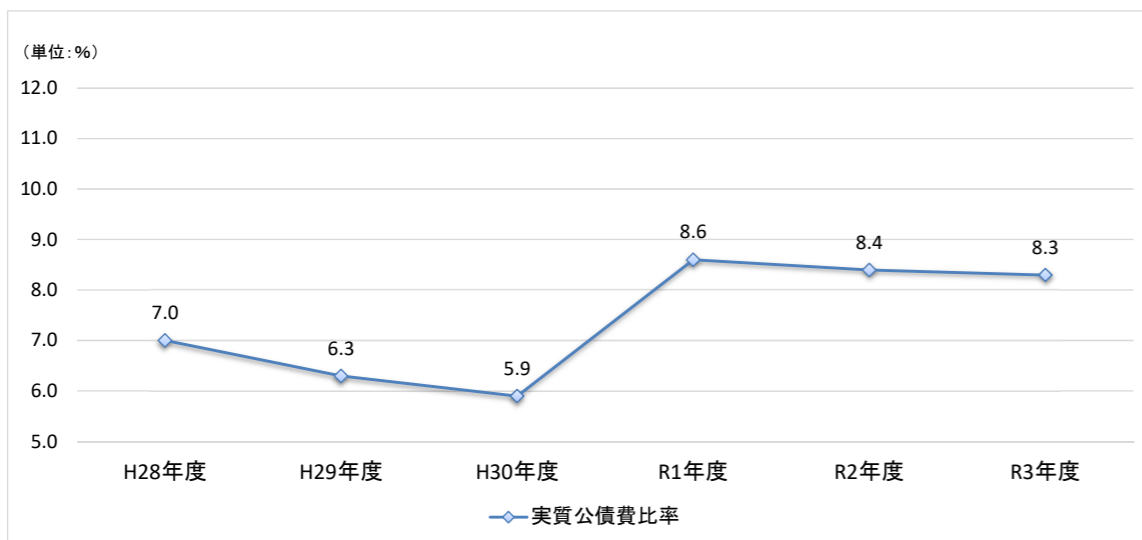
○財政調整基金は、年度間の財源調整として、歳入一般財源の不足額を補っていくことにより、基金残高は減少しますが、決算剰余金を可能な限り積立てを行うことにより、標準財政規模(約190億円)の10%程度の基金残高を目指します。
 ○公共施設等整備基金は、R6年度からR7年度にピークを迎える駅西地区都市再生整備事業の財源に充てるとともに、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の全体最適化に要する財政負担を平準化するため計画的な活用を図ります。
 ○ふるさと納税寄附金を原資とした好きですがわガンバレ基金は、須賀川ならではの歴史・伝統・文化を育む生きがい創出などの事業に有効活用していきます。

1 市財政のこれまでの状況(続き)
 (4) 経常収支比率の状況



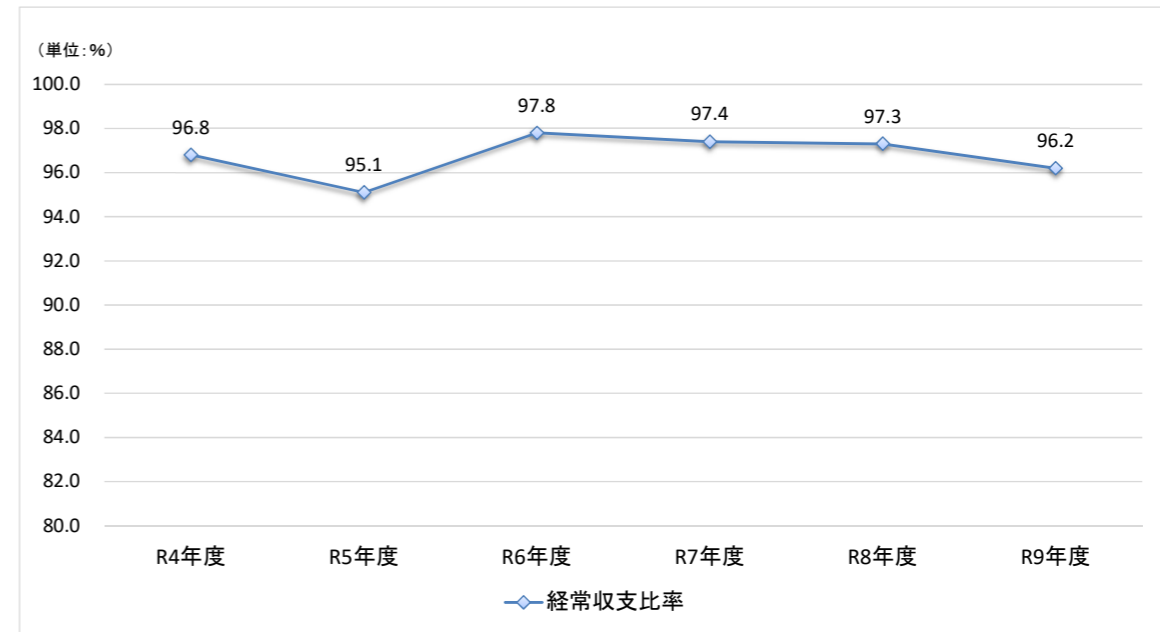
○指標算定の分子となる経常的支出が増加したため、H29年度以降は90%を超える比率となっています。市庁舎の庁舎管理・窓口包括業務委託の開始をはじめ、民間認可保育所施設型給付事業等による扶助費の増加やH29年度に開館した市民交流センターの施設維持管理費が新たに発生したことなどが要因です。指標算定の分母となる経常的収入は、H28年度以降は横ばいで推移していましたが、R3年度に基準財政需要額を増額する再算定により普通交付税が前年度から約8億円増加したことで、比率は前年度比4.2ポイント改善し、91.9%となりました。これはあくまでR3年度に限った特殊要因と考えられ、行政サービスの多様化や社会保障費の地方負担分の増加などにより、経常収支比率は本市に限らず全国的にも高い水準で推移しています。

(5) 実質公債費比率の状況



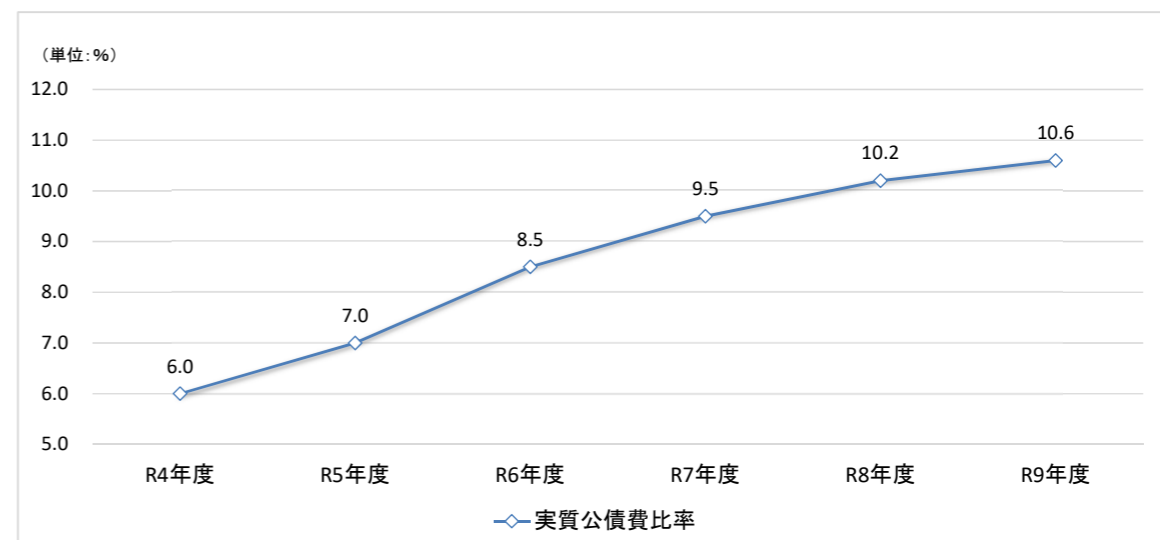
○H28年度以降、実質公債費比率は改善傾向にあり、国が定める早期健全化基準である25%を大きく下回っています。これは、交付税措置が手厚い地方債を厳選して発行してきたことで、実質的な公債費負担が抑制されたことなどによるものです。R1年度はH30年度に比べて大きく上昇しましたが、これは茶畑地区産業拠点整備事業用地を土地開発公社から買戻したことによる一時的なものであり、実質公債費比率は単年度実質公債費比率の3年平均値のため、R3年度まで比率上昇の影響を受けました。

2 これからの見通し(R4年度～R9年度)(続き)
 (4) 経常収支比率の見通し



○老朽化した公共施設の維持管理費の増加に加え、少子高齢化社会の進行に伴う社会保障費の地方負担分、行政デジタル化に伴うランニングコストなど新たな経常経費の増加が見込まれることから、経常収支比率は高い水準で推移することが見込まれます。このため、今後、経常一般財源の大幅な収入増が見込めない中で、指標の改善を図るためには、人件費を含めた経常経費を一層効率化することが必要であり、一時的な対応に留めず、段階的に財務体質の改善を図る必要があります。

(5) 実質公債費比率の見通し



○R1年度の茶畑地区産業拠点整備事業用地の買戻しにより一時的に上昇した実質公債費比率は、その影響を受ける前のH30年度の水準に戻るものの、震災関連の復旧復興事業のほか、文化センター耐震補強事業など大型事業に係る市債の元金償還が順次開始されることにより、比率の上昇が見込まれます。そのため、市債発行額を各年度の元金償還金以下に抑えけるとともに、市債の発行にあたっては交付税措置が手厚い地方債を厳選することを基本とし、実質的な公債費負担を極力抑制することにより、指標の改善に努めていきます。

【財政用語解説】

区 分	説 明
※1 須賀川市過疎地域持続的発展計画	令和2年国勢調査の結果により、平成の合併前の旧市町村単位の人口減少率、市の財政力指数が要件に合致したため、市内の長沼地域、岩瀬地域が過疎地域に指定されました。両地域の持続的発展の指針となる計画であり、令和4年度から令和7年度までの4年を計画期間とし、令和4年度に策定しました。
※2 須賀川市公共施設等総合管理計画	公共サービス・施設等の規模の適正化、公共施設等の効率的な管理及び有効活用による公共施設等の全体最適化を図るための計画であり、本市では、平成29年度から令和8年度までの10年を計画期間とし、平成28年度に策定しました。
※3 決算統計	地方公共団体の毎年度の決算状況について、地方公共団体間の比較が可能となるように、統一ルールに基づいてまとめたもので、普通会計をその対象としています。
※4 普通会計	決算統計上、統一的に用いられる会計区分で、本市では、一般会計と市営墓地事業特別会計を合わせたものが普通会計となります。 ※県中都市計画事業須賀川駅前土地区画整理事業特別会計が平成29年度末で廃止し、県中都市計画事業山寺土地区画整理事業特別会計が平成30年度末で廃止したため、令和元年度以降は、一般会計及び市営墓地事業特別会計を合わせたものが普通会計となります。
※5 経常収支比率	人件費や公債費、扶助費などの経常的経費に充てられた一般財源(比率の算出における分子)が、市税や普通交付税などの経常一般財源(比率の算出における分母)に占める割合を見ることで、財政構造の弾力性を測定する比率で、90%を超えないことが望ましいとされています。この比率が高いほど、経常一般財源に余裕がなく、財政が硬直化していることを示します。
※6 実質公債費比率	市の公債費に加え、公営企業や一部事務組合の公営企業債などへの公債費に対する繰出金などの負担も連結して、市の実質的な公債費負担の度合いを表す指標です。3年平均によって算出され、25%が早期健全化基準、35%が財政再生基準となっています。また、18%以上で起債許可団体となり、地方債の発行は県知事の許可が必要となり、さらに25%以上で起債制限団体となり、国からの補てん措置がない一般単独事業債の発行ができなくなります。
※7 財政調整基金	地方公共団体が計画的な財政運営を行うための基金であり、財源に余裕がある年には基金に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整する市の貯金です。

区 分	説 明
※8 標準財政規模	地方公共団体が合理的かつ妥当な水準のサービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる指標で、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額です。
※9 個別施設計画	公共施設総合管理計画に基づき、個別施設ごとの「数値目標設定」や「具体的な再編方針・実施時期」等について明らかにし、維持更新等の推進を図る計画であり、本市では令和3年から令和8年までの6年を計画期間とし、令和2年度中に策定しました。
※10 地方交付税	国税の所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるように、配分されるものです。 普通交付税は基準財政需要額が基準財政収入額を超える財源不足に対し交付され、特別交付税は普通交付税では捕捉されない特別の財政需要に対し交付されます。 震災復興特別交付税は、東日本大震災の復旧・復興事業に対し交付されます。
※11 合併算定替特例	平成の大合併では、旧合併特例法の規定に基づき、合併後の10年間は合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額が配分されますが、合併11年目からは5年間で段階的に縮減され、16年目には新市を一つの自治体として算定されるため、交付税が減額となりました。
※12 臨時財政対策債(臨財債)	地方交付税の財源(所得税や酒税などの国税)が不足した場合に、国に代わり地方公共団体が、この不足分を補う目的で発行する地方債です。この地方債の元利償還金相当額は、その全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。
※13 合併特例債	平成の大合併による新市建設計画の事業費として特例的に発行できる地方債です。計画期間は平成18年度から令和4年度までの18ヵ年計画としています。(元利償還金の70%に交付税措置)
※14 緊急防災・減災事業債	東日本大震災を教訓として、緊急に実施する必要性が高く、災害に強いまちづくりに資する事業を対象に発行できる地方債です。(元利償還金の70%に交付税措置) 【事業期間:令和3年度～令和7年度】